令和８年（フ）第３８０８号
大阪府守口市金下町２丁目３番13―303号
債務者　立脇　　望
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１号
兵庫県豊岡市一日市1390番地の１　フレンドハイツ102号室
債務者　市原　　空
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第１９９号
徳島県鳴門市大麻町桧字尾山谷６番地２　大麻団地346号
債務者　髙島　賢一
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１９号
徳島県徳島市南佐古六番町２番23―403号　ホワイトハイツ
債務者　齋藤　　等
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７６号
福島県郡山市八山田五丁目209番地　ビューラー美つ坦Ｆ101号
債務者　五十嵐美夕紀
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１８４号
福島県田村郡三春町字一本松195番地　一本松195団地Ａ－２号
債務者　大内　清成
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２００号
石川県野々市市横宮町14番９号　ハイネスよこみや204号、従前の住所岐阜県大野郡白川村大字荻町90番地（従々前の住所）東京都江戸川区南小岩６丁目27番９号
債務者　市原まりあ（旧姓三島）
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０９号
金沢市笠市町５番10号　フレグランス笠市102号
債務者　杉山日向大
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１２号
石川県河北郡津幡町庄ニ37番地３　谷口方、住民票上の住所石川県輪島市鳳至町鳳至丁91番地
債務者　光盛　信子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５２号
石川県能美市和光台三丁目21番地、従前の住所石川県金沢市山科町チ182番地３、大阪府豊中市服部寿町17―20
債務者　橋本　璃子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第１０６１号
千葉市若葉区みつわ台２丁目４番20―506号
債務者　中村　信隆
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０８６号
千葉県八千代市島田台816番地10
債務者　吉田さくら（旧姓中澤）
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０９５号
千葉県船橋市七林町117番地84
債務者　菓子　寿一
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０９６号
千葉県八千代市大和田新田456番地130　アビタシオン八千代202号
債務者　村上　春美
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１０４号
千葉市緑区高田町1060番地２
債務者　江幡　霞練
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１１１号
千葉市稲毛区黒砂１丁目19番16号　クリエイティブ　12　305号
債務者　中川　嘉惟
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１２１号
千葉県八千代市ゆりのき台３丁目７番地１13棟101号
債務者　宮野　喜行
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係